





細石

辛酉義紹扣

田  
五

PL 4-  
1240  
3

細石

寺田義紹扣

四五

細石 卷四

信濃知久間乞者橋鎮兄編述

城館役所寺社領主之事

城郭監觸

人皇二十九年云智方皇七年戊辰のとき十月勅して  
大和國首領部高木禰波國山田館屋行對馬國縣  
全田右のそ村小部と築し心是る朝城郭のそ  
先より

當時信州八幡

筑摩郡松本城

号深志城

當城主

松平丹波守源光則

尚傳のそと治志の傳そく人皇七十八代二條の院の傳



梶田主税授すしる然る亦之賦より其家信流と長時の子  
丹之部一貞慶私曰後石近の又  
修理入史等二段年未流海の事とも舊臣と  
ありて天の四年一子子の十月為伴小押寺上杉殿の六千  
余人を拒るの事あり其後二月二日津代河雪并梶田主税等  
自滅し其秋の事少越少連云是に依り二十二年一子と其家  
貞慶舊臣領し其子其部大輔重政七万石を掌領  
後世其子の事少つる人皇百代後湯和院の所より天正  
十八年庚寅年七月石川也の事数富田南雄を賜り十万石  
を領す河合亦依り二の事を平比門掃掃領城等四か  
修慶城郭と云々子玄蕃院源康長慶長十八年癸丑  
八月十九日大久保石見と長安の舊臣其部大輔の時と興  
黨たつる依り同月廿一日一族とも領地と没収せしむ

其家國ふ配流せしむ人皇百九代後水尾院の所より慶  
長十一年一癸丑と一九月四日山内系信流と源重政高  
二百石の加恩を賜り二十二年一子と再い為伴と云々  
私曰高八万石  
を領す入部の後津和町難敷たる所の家と連流させ  
領内百姓の或は流す所を授けず是より信府繁  
業を依り松平中貞の領をうつる其子石近大吏忠政  
元和二年一戊午九月十日九州探題職を任る命ふ  
依り其家の事小倉の伴小村の同月廿七日松平丹波  
守源康長私曰本姓戸田氏藤原系なり  
是は藤原系と賜ふの事と云々  
又當時の武澄は元和三年三月松平に  
移ると云々  
大久保より富伴を賜り二万石と領し其子忠光又云々  
卒す一二月源道丹波守任る家督の後寛永十年備前  
明石少将る人皇百十代明正院の所より寛永十年癸酉に

月七日松平如相源直政私曰越前中納言秀康君の四男新垣七万石并為陣と

賜り六千石ありて之を以て松井の陣に後多人皇百代明正院の

少子寛永九年二月十二日堀田加賀守紀正盛當城を

賜り十万石と領りて之の後信の國佐念の陣に後多人皇

百代明正院の少子寛永九年壬午のとし八月二十八日

水野隼人正源忠清為陣と賜り七万石と領りて之の子如相

忠獻私曰後之志願と改代人皇百代聖元院の少子寛文三年癸卯

十月十三日將軍慶長院家綱公の台命ありて上野國境碓氷

横川信州本曾院竹野部福信の國別女御ありて之を

別改役は作れし後代々の陣を尚此任を蒙りて忠清公

六代隼人正忠恒私曰初名真忠享保十七己卯八月十八日私曰一説は八月二十八日殿中

少ありて俄に狂病と發りて長門國府中陣を毛利主と云師就

と刃傷ありて枯え但馬守高房私曰初名尚朝後喬房と改小部武州

川部之陣中ありて病死されし依りて同年十月二日所領

と没せしれ同公翌二年二月廿一日之に所領を之に所領代

同國松代の陣を真田伊豆守と云私曰初名信房と云台命ありて陣文

を之に命じ私曰陣文の上は六所使を依りて見御部人皇百代中門院

の少子保十一年丙午のとし三月廿九日壬午の舊四十五

松平母は康直のみ代子は源光長ありて陣を賜り

志願國を賜りて當新小領り私曰此陣は信州の上は使は依りて水谷の御

六万石と領りて之に享保十二年丁未のとし閏二月二十日

松平陣ありて之を以て城郭の御に悦みされし依り

同曆十二庚戌年壬子に再命ありて成就し佐久伊那孫磨

三郎の御所科ありて之を以て領りて是に依りて佐久郡平賀村

に郡の御所科ありて之を以て領りて是に依りて佐久郡平賀村

に郡の御所科ありて之を以て領りて是に依りて佐久郡平賀村

に郡の御所科ありて之を以て領りて是に依りて佐久郡平賀村





山名らる督持豊細川右京太丈勝元合戦の御誣防  
小太布頼継京師おのけり属軍切らふとく東山  
將軍も我政公より伊余部と揚ふ是あ依とく二男高  
貞とく信濃と号し郡名お依とく高遠氏と稱  
揚るとい後暗く中絶のふ人皇百六代後鳥羽院の御  
天文十年し己のとし武田大膳太丈晴信の命お依る教  
末后民部少輔景政今の御ふとく一郭と信私曰今中助  
郭とも是なり  
と繁其後山本少助晴幸系老しと一郭と信  
修造殿就の後天文十六年一末の二月二十日家臣杉山  
伯耆守晴進とく信州伊余郡代と一當城に在任  
せし正源を壬戌のとし二月武田は常源勝頼系督  
の後家方を左ら杉おに信ら小原丹後ら小田切孫ら河部

右工門尉向山おをる市内與まら小東り信ら等の承た人おく文  
代とく為博をより元永二年辛未のとし四月武田孫三帝  
源伝連お揚ふ私曰信連は左京大夫信虎の三男とく晴信の舎オリ  
後刑部大輔に任入道とく道達軒と号當城手人皇百七代  
正親所院の御す天正九年辛巳のとし二月仁科薩摩を平盛高  
願私曰盛高は實は武田晴信の三男とく幼名武田の希信盛と云有故て安曇郡  
仁科森の城主に科尾張守平義元の家督に科孫を南城に移り天正十五年二月卒去同年六月二日御回家を害  
人皇百七代正親所院の御す天正十年壬午三月二十九日御石大將  
信長の命に依り伊那郡一圓を飯田を遠の多摩毛利河内を藤原  
秀頼お賜ふ私曰民部太丈高政の伯父とく森九郎在門尉  
高次の舎をより後豊臣家おは羽柴の姓を賜ふ同年六月二日御回家を害  
の後空國人皇百七代正親所院の御す天正十一年癸未のとし  
三月保科弾正源正則お揚ふ各任に其孫彈正忠正貞代徳  
川家おは二万五千石を任し其子肥後を正光代天正十八庚寅  
七月後川多高お督り人皇百八代後陽成院の御す天正十八

年庚寅七月羽柴河内守辰不秀頼ハ八月日少て再成私日本姓毛利氏天正十三年西

七月秀吉公の命に依り羽柴豊臣の姓を賜り從四位上正位兼度十石を領ス有故く同年八月養子修理大夫高知

小當城六万石を讓私曰高知公京極長門守源高吉の二男也河内守秀頼の養子とし羽柴氏を賜ふ後丹後宮津城移り日合とて十石を領ス

人皇百八代後陽成院の御子文祿二年癸巳のより十二月保科

肥後守源正光四ヶ年日少く二万四千石を再領し四十四年の後

養子肥後守日少私曰正光公台徳院秀忠將軍の御子也今神号土津大明神ト云加恩二十万石を賜り羽

國山形傳り移る私曰當時武鑑ニ慶長五年ニ保科正直高遠城を賜り六非なり人皇百十代明正院の御子

寛永十二年丙子のより七月廿日鳥井主膳忠春新地三万

二百石并當城を賜り私曰忠春の父鳥井左京亮平忠政出羽山形七高二十万石を領ス其子忠恒病死の後副子トシ領地没せられ舎方忠春新地ヲ拜

三代の後幡摩も平忠政代元祿二年己七月二十七日台命に依

當城を轉し近江國水口城小習る私曰此時城請取の上使所目付能登の傳り水野隼人正源忠直當城と領ス此時赤城を多く同國松本

人皇百十四代東山院の御子元祿四年辛未二月日少て伊番

城同年二月九日内反駁河守藤原清長私曰初丹後守與後又清株改公清長實水野伊豆守

政の二男也内藤大和守重頼の養子ナリ當城を賜り二万二千石を領し私曰此時所引渡の上使所目付事本彦石より此代高室安石より高遠

近江勤清長より當主頼重まで知行其後八代居城

佐久郡小諸城

本名小室

當城主

牧野遠江守源康哉

當城のより多楽の社の造りあり滋野源姓小室太郎治布

光兼人皇八十一代安徳天皇の御子寛永元年壬寅のより

本曾義仲小屬し三十將を賜り人皇八十二代後鳥羽院の御子

文治二年丙午のより將軍頼朝小屬し城郭をかき領主となり

三代の後在生の尉師光の代人皇九十八代崇光院の御子觀應

二年辛卯年 新田元中 將義貞小屬——小室氏相續して七代二百  
余年の後 表微人皇百一代 後小松院の序より 應永年中 私目此年間  
支干不詳  
岩村田の傳主 大井房作守 光照成誓小依て 尚所と依て  
伊賀守光忠 尚所移りて 支死——御名小依て 小室氏と号し 天文二年  
癸巳の——村上義清 小降——幕下と依て 北時丸歩の尉 義清の命小  
依今の傳主の序より 小丸と号し——城と築——此今の隅 甚西端  
と今の是なり 私目天文十年——辛丑年 小室光忠の子 雅樂助代  
當所去岩村田小移り 氏より下る 人皇百一代 後奈良  
院の序より 天文十年——辛丑の——武田大膳 大夫 隆信 尚傳と  
兼取 小山田傳主より 昌行と傳代として 守と——此小山田六左  
歩の昌辰 私目昌行  
の子より 同十六丁末の——大熊傳前守 長秀 同十八  
巳酉の——同苗新五左衛門 長政 私目長秀の子息より 守交代して 尚傳  
と辛卯——居人皇百一代 後奈良院の序より 天文二十年——辛亥

の——城主 武田晴信の命小依て 山本勘助 晴幸 及末石民部  
少輔 景政の——温徳——と 當本城と築き 聖年 傳成 統の後  
天文二十一年——壬子の——穴山陸奥守 傳代として 是同二十二年  
癸丑の——春日潭三曰 信 私目初源吾後 小高坂氏と改  
傳代 郡尼飾より 當城に移る 交代して 傳代  
と 此永祿二年 己未の——武田左馬助 源信 豊 私目晴信の舎弟 典範  
信繁の長子より  
當城と傳し 傳代 家長 下曾根内 入道 覺雲 居 天正三  
年 乙未 四月 二十一日 長藤とて 信を討死の後 尚所 勝頼 乃  
命小依て 傳代 覺雲 居 尚傳 小居人皇百七代 正親町院  
の序より 天正十年 壬午 三月 十二日 織田城之 助平 信忠 覺雲  
の 逆心 ありと 知く 包みられ 而傳し 織田信長 少輔 以 同月  
二十三日 右大将の命小依て 通家 彦彦 源正 榮 尚傳 と 場  
私目尾川春日 郡守 山崎 守山 守  
澁川 九近 將監 益の 智より 同 六年 六月 二十日 織田 右大将 信長 明知 日

向守光秀のたをふ生害らるに依り同二十六月博多國ヲ捨て  
上京の後空國人皇百七代正親町院の御宇天正十年壬午

のとき六月二十日徳川家康云の命に依り駿河國田中

の備まき芦田右衛門原信蕃私日本姓依田氏初公常陸外信州佐久郡芦田城主下野守信守長子なり天正十一年癸丑三月二十三日信州佐久郡岩尾合藩小

町院御宇天正十年壬午のとき七月小條在宗又平氏

直當傳と依り城代として小野必松井田の城を大道守

駿河守政繁兼侍人皇百七代正親町院の御宇天正十二

年甲寅のとき二月松平修理大夫源康國尚傳と賜り

三万石と依り私自先代甘田右衛門信蕃の長子幼名牛福丸廣直なり此天正十一年三月又信蕃忠死に依り徳川家康云所前ふありと十四少少元服松平の稱

号源十郎康國と号すの字と賜り家督の後天正十八年

庚寅の正月三日工野必石倉ふありと二十少少横死天正十八年庚寅のとき

五月十八日舎方新三郎幸平兄康國の家督と賜り同年

九月上野必根岸必留る人皇百八代後湯成院の御宇天正

十八年庚寅のとき仙石越前守源秀久が傳と賜り五万石と依り

壬子兵部少輔忠政元和八年壬戌九月加恩二万石と賜り

同年冬小縣經上田の傳必留る人皇百九代後水尾院の御宇

元和八年壬戌十一月駿河大納言源忠長郷領私自將軍大德院秀忠の御七男

傳代屋代越中守三枝土佐守所代友平岩波

七郎ちの等と傳付五万石と又依り人皇百九代後水尾院の

御宇寛永元甲子のとき松平因幡守源憲良が傳と賜り

石と賜り私日本姓久松氏菅原の姓なり憲良ハ神君異父同母の弟因幡守康元の孫少甲斐守忠良の男なり幼名五郎ト云寛永元年甲子のとき父忠良が院

国大垣の城主の御病死に憲良五少少て台命小依り家督

丁亥の八月十三日二十少少病死に嗣子ナク此時領地減す舎方三男

守良尚折地二万石下野國に賜り三男采女

忠第新元五千石小縣郡根津に賜り人皇百十一代後光明院の

御宇慶安元年甲子のとき正月十九日青山因幡守藤原

宗俊苗傳を賜り二万五千石を以て寛文二年壬寅の三月

加恩二万五千石を賜り延高五万石を以て遠州濱松の城

よりつる世所跡城より五月より七月まで御後小村松の城

主堀丹波守辰子直吉台命小依く其母以私曰其母所居取の上段は目所溝口

人皇百十二代後西院の所より寛文二年原石の能歩治九ノ門所代取天母七石の小諸近か勤

壬寅七月一日日向守源忠能二万石苗傳を賜り私曰何はち忠行の三男

所より延寶七年己未のより九月六日西尾隠岐と源忠成

二万五千石苗傳を賜り後河内守より北不守つる人皇百

十三代西元院の所より天和二年壬戌のより二月廿百石川

美作守源乘政苗傳を賜り二万石を領し七子能登守

乘紀美濃必山石村小移る私曰石川氏本姓大給松平和泉守乘壽の二男母石川主殿は忠能の女より有故て母方の氏石川ト稱は

元禄十五年祖人の旧所山石村の御を賜り同十六癸未のより六月台命小依く松子の稱を賜り今松平氏ト稱す

人皇百十三代東山院の

所より元禄十五年壬午のより九月牧野周防守源康重

苗傳二万五千石を賜り同年十一月山科新高万七千石を

領し延高之より二万二千石余と以て康重より當主康哉

まゝ知行し其後九代居傳

### 埴科郡松代城

号海津城

### 當城主

真田信濃守滋野幸教

苗傳八人皇百六代後西院の所より天文二十二年癸丑の六月

朔日武田大膳大丈源晴信入道法性院大僧正信玄思のより

ありてそて家長山本三河守晴幸乃孫通鬼亦小命しそ其連

苗傳を以て私曰思石のよりと八川中條合族故も同月より二月月いしそ

来心る海津

私曰本氏一代城大功の遺法なりとて甲州流の軍者、

海津の城と号し

私曰博名カイツトハ甲州武田命小依く甲斐の国石水の園と取藝故小甲斐園の博造嘗乃城と号し又川中嶋茅を多あり言訓ハ初し海津の文字子と定を城名ト云云

後城代と

して本丸小小山田六左衛門昌辰

私曰後小依中守ト云 二九六系共

尾末つ市川梅印等都合七十騎少て守り弘治二年丙午のとき

本丸城代春日源五郎昌信 私曰後小依と高坂名と源五郎下は心 二九六小幡山城守高

子又と湯等都合四百五十騎少て守り兵三系永保四年辛未の八月

山城守之病死同年十二月子其又と尉守衛役と辞は是小依く山城守

舎弟小幡源左 私曰後小山城守ト後 易く尚津と守り人皇百七代正親町院

の序を元龜三年壬申のとき武田信玄尚小園取領の時當

城之高坂彈正忠昌信小幡 私曰初春日氏源五郎と云弘治中の代ト同ナリ 五百八十騎少て居城

天正六年戊寅のとき五月七日病死十嫡子源五郎昌澄ハ天正三年

二川長條合戦の時父に先きて討死され小依く二男源五郎某家督シテ

カイツ博と武田勝頼の命小依く小幡源左の山城守信貞改

千二百貫文十二騎の将少て尚津之援守衛に 私曰此後天正十一年壬午三月十五日武田家滅亡の後其の儘小あわく流せり

人皇百七代正親町院の序を天正十一年

壬午三月御田家のり知小依く北信四郡 并尚津と本林武藏守

源長一 私曰初勝藏長可と稱俗名字と畷武藏と云 田原合せり二十万七千五百石を領同

年六月二日信長父子生害小依く諸将国を捨て上洛しを首あり

居として大室源治郎加藤以て其に許幣小乘しと上杉景勝

五千兵と辛しとて川中河四郡を奪取人皇百七代正親町

院の序を天正十一年壬午七月上杉源左大弼反系景勝當城と

押取し城代として上条山城守定春と立小天正十二年甲申のとき

密に徳川家を通し上杉小菅中の風説あり小依く高井邦福嶋

の陣代須田を去り海津城代上条山守等急おれと謀り同年

十月より関田丸三百七十段あり南條と成守る人皇百九代後  
陽成院の所守一 天正十八年一 庚寅のとき一 七月北條家滅亡  
の後豊臣秀吉の命お依り小信流四郡の内高十三万七千  
九百石 希 松代海津の陣と同率九月森右近太丈源忠政  
小揚 私曰先代森武藏守長二の長子なり 度長八年癸卯のとき一 加恩四  
万八千六百石を余と賜り美作国津山の陣ありつる人皇百八代  
後陽成院の所守一 度長八年癸卯の年二月六日上總少将  
源忠輝朝臣 私曰神君家 康云御九男 官城を賜り川中流四郡の内二万石を  
賜り家長元井主水正義雄陣代として支那をつらさし同  
曆十五年庚戌の閏二月三日お加恩を賜り越後高田を布城と  
し南條家持 私曰舊領合 して百石 元和元年乙卯のとき一 家長平忠  
帯りお雲守と改名し一 官陣代元井氏お易り支那に 私曰忠輝朝 臣不忠の事

あり寛永三年丙寅四月取領を没せしれ台命お依り同月廿四日使内藤外記中山勘解由の女  
相伴お忠輝良徒四十余人主従諏訪因幡守頼水に移り高嶋城の南方お新規居館をた  
取立高嶋柵渠深く詰番所十所禁衛の役人敷十人つてお守り辛巳年の辰派方  
因幡守忠晴代天和三年七月三日お將忠輝朝臣謫居おありつる九十九をて逝去即貞松寺お葬り  
人皇百九代後水尾院の所守一 元和二年丙辰のとき一 十二月松平  
伊予守源忠昌 私曰越前中納言 秀康郡の二男 新地十二万石南條を賜り 元和五年  
加恩お依り越後高田の陣ありつる人皇百九代後水尾院の所守  
元和五年己未のとき一 三月酒井宮内大輔源忠勝松代陣十二万石  
を領し一 同八年加恩お依りお丹國唐内産ヶ岳の城お移る 私曰官陣代を信 世の陣を天文十二  
年高田お福と説り其未審信所城お傍野氏代々の居陣をてありつるを天文六年武田  
母小山田系市川等おれを責は所氏其城お降し武田家に屬し一 其後お守りつる海津の陣とてお全  
勇院守保修秀居陣をてお共天文十二年信登の陣をてありつるを海津の陣とてお全  
非なり又當時武鑑前編お信玄時代天文十二年より小山田信忠十四年居治二年より  
高坂陣正二十七年一 居天正十年森武藏守八十九日居同年より上杉景勝七年一  
天正十六年より森右近太丈居天正十八年より上杉外忠輝君十七年一 度長四年  
より所代友平園お雲文お科所二年度長六年より松平伊予守お平度長十二年お  
お井宮内大輔十五年一 領おはつる是を全く頼朝の説多し但し平園お雲をてお科の  
所代おはつる  
本文お依り知し人皇百九代後水尾院の所守一 元和八年壬戌八月二十日同

國上回傳之真田伊豆守滋野伝私曰初名信幸四万石の加忠不依之南  
城と揚り上回を將しく代ふりり埴科又科あり内言并由記  
の内百九千石村高九万八千石領し其子大内祀信政代も一  
上川沼回傳を兼持明暦二丙申のときより万治三年庚子乃  
二月まで十二万五千石を領し人皇百十六代中御門院の所  
享保二年丁酉のとき二月二十九日其子伊豆守幸道代私曰初名信房  
海津の津大一字知元燒失人皇百二十代仁光天皇の所  
文政五年壬午のとき同六年癸未のとき城を埴正大弼幸道代  
私曰實ハ井伊掃部頭直幸の四男より代ふりり高平周防守の所より高  
一万余石余所領地あり之は後彼を増減少多は當時五千石  
余の支死人皇百二十二代當今上統仁皇帝の所より安政四年丁  
巳のとき四月五日高傳を信俊守幸と代又く中丸傳大と燒失信之

信之より當主幸教より知行増減あり及本高十萬石を領し  
十一代居城

### 水内郡飯山城

号常盤城

### 當城

本多豊後守藤原助藉

高傳ハ人皇百七代正親所院の所より天正五年丁丑のとき一叔  
埴正大弼入道謙信自ら運出しく高傳を築し先はまた埴總と  
ありあり内豊去同暦七年皆成就の後中納言景勝の下知とし  
水内郡幸川村と南境より高平郡志久見村と小境より千五百  
貫文の地を及埴の傳の埴所領を定先家良良澤上倉小佐原  
中條中曾根小條南條小塚今井顔戸等の面く石十家のもの  
交代し私曰一人十日つゝ勤番す高傳を守りしは天正十年壬午のとき



三月二十九日家長藤原家重政香鬼武藏長一と稱するものあり大祖

初初城代は人皇百七代正親町院の御宇天正十年

壬午六月小笠原氏大輝源秀政有故て上杉景光より五ヶ石

高橋を領せられたる年又死に天正十三乙酉のとき上杉家重

領して家長福倉頼六永井源四郎の多人博代として守

幕下岩井備中守私曰謙信の外常盤博代千五百貫文の地

給北して是を賜り人皇百八代後陽成院の御宇文祿元年

壬辰として豊長宮白秀吉云の命ふ依り松代の博代本林右近

太丈源忠政預り系私曰此年本林忠政羽柴の姓を城代として家長

関右京と五人皇百八代後陽成院の御宇慶長五年庚子

のとき徳川内大臣源家康云領博代大久保石見守長安居

慶長八年癸卯の二月六日上徳少将源忠輝朝臣私曰神君家康

南博を賜り水田三ヶ井と郡の内四ヶ石を領し家長比叡門

山城より廣熙私曰廣熙は後名氏家臣三也山城守成勝の孫なり父山城守俊宗より小孫

徳川家小隆一慶長八年忠輝博代として又死つたとき人皇百八代後

陽成院の御宇慶長十一年庚戌のとき三月堀丹波守家

直寄領了居私曰堀氏公孫氏也清和天皇三十三代貞実田三を乃直政代越前国から督家系

系姓と改慶長三戌年豊臣の命ふ依り細腰三糸の博代五ヶ石を領し監物と改神君家康系

任一ヶ石を領し丹後守小伴一徳川家小隆一初功小依り慶長五年為博を賜り

九代後水尾院の御宇元和二年丙辰のとき三月十五日佐久

間備中守平安次新比水内郡あて二万五千石勇院の命を一万石

都合三万五千石私曰佐久万安次初久らり安次と号し白山の當博を賜り

三代の後三五郎勝長九ヶ石

此傳とあり後慶長五庚子年徳川家康

此傳とあり後慶長五庚子年徳川家康

早世世子ありしと取成を没せざる私日家系八勝長の母方の伯父井上至親頭正此氏は老中職に任じ公卿に吹響し芝新堀人皇百十代明正院の御子寛永十六年

己卯のこし四月四日松平万吉私日後小遠源忠俱尚博四万石源忠俱尚博四万石

私日寛永十五戊寅のこし十月九日松平大膳亮忠重飯山四万石と賜り遠州掛川より移り伴比と云り全非なりとすまたまはこれより忠重二柄起りて寛永十六己卯の二月十二日卒去は是に依り同年三月十五日忠俱五又して忠督四月四日召置りの上佐地を任国督付多きなり忠俱本氏様井氏初忠政又忠平又忠親又忠俱と改初同よりある部ありて四万石と任しはさし初と許して水月部にて四万石と賜りては死す

三代之後遠江守忠春代舊任飯山より人皇百十代東山院の御子寛永三年丙戌のこし二月永井伊賀守大江直敬尚博と賜り

三万二千石と任し私日初大守尚富後伊豆守小改橋村赤穂より人皇百十代

東山院の御子寛永のこし辛卯のこし三月青山大膳亮辰系私日初幸侶又成英又幸秀と改む尚博尚博四万六千石と任同年四月水内郡の

同料所より二千石又播磨守幸督の舎方近江守幸澄私日同料所より同居依り飯山の御子寛永のこし辛卯のこし三月青山大膳亮辰系

私日本高四万六千石水内より并東郡と賜り

享子保二年二月十日丹後の公宮津の御子より人皇

十五代中内院の御子享子保二年丁酉のこし二月十八日越後

系系魚川の御主本多若狭守辰系助方二万石加恩に依り當城と賜り移り辰私日寛永八同姓彦八郎助方の三男なり初名利久水内より并東郡の御子享子保九

年甲辰のこし八月台命小依り高井郡と將して水内郡

一郡の御子二万石と賜三代之後伊勢守助有代私日寛永八助方の四男なり初名有政と并能五郎稱す享子保九年己酉のこし水内郡の御子二万四千十五石の地と任し都合

三万四千十五石と任し弘化四年丁未のこし二月廿四日の夜豊後

守助賢代私日寛永八戸田采女正氏教の二男なり初名鏡吉助利云當國の大地震少く本城倒これに依り

翌年再嘗助方より尚主助籍まで本高を佐助有より伊賀守

に与りて三万四千十五石助方より尚主助籍まで八代居城

小縣郡上田城

号尼ヶ淵城

當城

松平与十郎源忠禮

為城人皇五十六代清和天皇の弟四の皇子貞保親王私智延喜三年壬戌の

四月十二日薨去の後小縣郡松津城城守のニの伊孫権大納言皇吉淵王を以て滋

野の姓を賜り信濃国司と為るを代の孫小太郎廣道信濃国

小縣郡海所村に住し郡名を依り海野氏と稱し代々小太郎

信濃と稱し私白今の上田陸西南の方を西川流き深き淵あり尼ヶ淵と名付を以て當丸

二十代の後小太郎幸隆私白實棟綱の長子なり武田家を屬し村上義

清のたをふ海野の傳と返云し同郡真田村小独居し氏と

去甲と改をり源太郎信綱私白名尾張忠幸又幸利と改武田晴信小住一諱の

舎弟弟房守昌幸私白童名源五郎天文十三辰年一武田譜代の士武田氏所傳

と稱し長條舎弟實兄信綱昌輝の女を討死に依り高坂源正昌信と武田滅亡の後織田

家の招小依り幕下を屬し一伊能尾則を依り澁川左近將監

一益の居城春日郡の傳と致る信長生害の後依田左兵衛信

蕃の吹巻に依り徳川家小依り先上野国沼田城を賜り舊

領小縣郡小移り人皇百七代正親所院の伊能天正十一年癸未

のとき當城と遷居し居て居て新親小是と築居位は

私白當城八兄信綱源治と云ふも其後元和五年一其子伊豆守信之私白初名源

台命と改し居城と修復しこれ小依り所を審成

蒙るとし其とき堀深川除き後其とき堀石塙城地を依り

見分小依り別あり遠宮に私白信之代慶長五年二万石を賜り依り

人皇百九代後々尾院の伊能元和八年壬戌のとき十二月

小諸の傳を仙石兵部少輔源忠政如忠小依り為城小すつり

高六万八千石八年壬午二合これより私白小縣郡小すつり村あり

王子敏守守政俊代寛文九年己酉のより二月二十五日合弟  
 采女後和政政勝小縣郡のの二千石と死介後今安守の以後本  
 家五万八千余と候し其子兵部少輔忠俊より越前守政明  
 まで前後四代八十六年やして但別名石小習る人皇百十代東山院  
 の所守宝永三年丙戌のより正月是まで但馬國出石の俸之松  
 平伊賀守源忠周初日本姓後并氏實八伊賀守忠晴の三男ナリ  
 為俸の後の五万八千石と候し其子伊賀守忠愛代初名左の佐後  
 享子保十二年甲申のより七月廿五日合弟民部少輔忠客小  
 又級郡のの五千石と死介せしめ初日今の塩津の本家五万三千石と  
 候し忠周より當主忠礼まで七代居俸

諏訪郡高嶋城

号尾阿城

諏訪因幡守源忠誠

尚俸八人皇五十二代清和天皇の皇子四足中務卿  
 貞純親王私曰桃園天皇号の所子正に任行天皇私曰三孫王ト号源姓と賜り  
 棟梁と爲り其子の孫在馬弁爲り信濃国伊那郡小住し  
 伊那馬弁人と号し信濃守に任し其子代三良太又實信  
 養老元年辛丑六月十日一病と卒し其木曾義仲に屬し  
 其後五代の孫少太郎蓋重諏訪郡上宮村小居俸之俸  
 郡名小依と始て諏訪氏と稱し其子孫代々小阿の俸私曰尾  
同所と

私

諏訪氏の分派甚多し  
 中津 伊奈 村上 知久 二柳 尾桐  
 提 東 西 林 池泉 二泉 室賀 芳美 瀬場 駒場  
 平塚 手塚 飯沼 飯間 岩間 猪本 松本 小田 依田  
 植田 垣田 佐郡 那須 大室 高遠 安部 諏訪部 等郡 都合三十五

家其升支流余多あり一課方氏家致元末棍の業好まありといふこと  
末流の諸家亦一系を取て承分し今唯三系を用るの事といふ

人皇百五代土所門院の所より文明十二年癸卯のとき正月  
の大祝部家高諷方信俊が政満を殺害し其位地を授けする  
るの事あり其位高諷家務代の昂堂等政満の長子頼満  
例ニシテあると云ふに唯七年戊午のとき一策を回し兵と  
交し居る錢を大祝部家より討たれり其位高諷の位高諷の位  
を誦方吉町小幡通方氏の所とす一は後代に安んじ  
尾阿の村へ今の様下より一里余東の方あり此後高諷の  
所より方々のをいふより武田晴信と國を争ひ其年天文十二年  
壬寅の六月四日武田晴七千五百兵を率して頼方降を爲し國  
攻同月六日甲將板垣信俊形小阿の降私曰上原の降村の持城を攻る  
要害をかきし頼方をいふ天文十二年甲辰のとき二月武田晴  
信をりしと云ふ頼方の中降を其家板垣小阿の降をいふ

是小應多か故小頼方刑部大輔頼茂防りしをたす一云國窮  
板垣信形謀畧を先令し一和儀の中をいふ頼茂を甲別小招  
初頼茂疑を令とす至るに再之の降を依り同降は甲別小招  
晴信大か頼方一餐意のたえ四月二十百能と真信し一高安の  
油江を信家長之初よりいふとして頼方頼茂と討し先即田  
典私曰暗伝舎着す一門と討し一私曰長茂ハ長坂丸の國清  
子小入諷方郡代として板垣頼方守保信形五十騎を多降  
小居るものこと一私曰此は小本方とす一守之を依て要害のため虎山陸奥守入梅吉  
多田淡路守市川和泉守下曾根四入丸覺雲守高橋の降を尋問  
天正十八己酉の八月二十日上田原合戦の初り城代板垣信形大  
利と信し其とき其息懐少依り村上の家長上系誠頼少討る  
後其子板垣信保信里同く城代として五年任し不忠不

義のりありしとき王親を止れ天文二十年辛未年二月二十日  
より長坂をり国陸これお習る九年の後永祿二年己未のとき  
小宮山丹波も昌友は六年辛未年二月より市川信昌  
庸天正三年甲戌のとき今福左衛門昌茲香路何久能傳之傳  
今福入長隆の長子  
代より九年のあ後傳代職六人武田家二十八年の取領  
たり人皇百七代正親所院の序より天正十年壬午の二月  
織田信忠郡の序より又川尾肥後守重隆私日知名手吾尉後肥後守  
鎮吉後重隆は改信長二所  
取三の  
より純方部一系と端りて似は日年六月二日京師より明知  
光秀謀叛お依り石大長信長も右近衛中將信忠郡回舎才  
津田源之布勝長私日信長の三男尾川石山城より  
兄信忠と同一く二条の所におて死等生害の後幕  
下の諸將八國を移して上洛も廿時甲別少あて徳川家の使え  
お田百外とあしりて川尾重隆途中に於て故なくしとく

殺害に小人これとすて大に蜂起し武田家の讎言敵と称し  
甲羽山縣之布吾尉日景に注進は山縣近向良徒三井市  
川尾重隆を付とめを首ととりて徳川お執に人皇百七代正親  
所院の序より天正十年壬午のとき六月十九日純方家の正統  
小太郎頼忠私日頼忠の父刑部大輔私隆の舎弟新三郎  
満隣の三男より諷ニリ氏の中貞後守徳守に任四兵を招聚め勤兵と  
起し四十一年の旧地を領掌に同年徳川家少将より翌冬末  
二月にお依り安堵しそ再傳居は天正十八年庚寅の六月豊豆  
巨家の命お依り純方を捕しとて武州におあて二百二十石を  
領し後陸奥を領し又上野國惣社の傳をとて人皇百六代  
後陽成院の序より天正十八年庚寅のとき八月純方の傳は  
二万六千石と日根野織部正着果の序より吾お端私日信守中守弘就  
の長子を長の子  
放る  
例漢羽三十九年卯のとき台命小依り再い高橋の本城

と築し正即ち日根野を告罷治して二月所初め申傳成  
 知元天子御統正吉明私曰知名徳太帝  
正吉後吉明小改慶長六年有故て知元と  
 減少せしむ下野國壬生小宮つり一万五千石と成元人皇百代  
 後陽成院の所より慶長六年辛丑のとき一命小依て彌方  
 因幡より石水私曰安藤云々頼忠の長子  
知名駒之房を次小太帝上改十二年月少て言傳の傳小後  
 四年の九月二十七日一萬五千石加恩と賜り都合  
 三万二千石と成元二代の後忠晴代合元二男共部私曰後下後  
頼世蔭小改の多人小千石つて  
 一卯ニ新軍二千石されあり本家三万二千石つて以後付知元  
 小曰吾俗誣方の他、近傳謫居の他とつ故り室永三年上徳少將忠輝朝臣と成元元和三年まで五十年外元流  
 十六年小高家吉良左兵衛佐美田上野父子息と成元元和三年まで四年言傳り傳内ニ謫居は二卯一  
 先代よりいふも謫居のときを成元元和三年まで四年言傳り傳内ニ謫居は二卯一  
 吾俗鴻流一の詮傳とふふらん  
 頼水より尚主忠誠まで知行其後九代

の居城

伊那郡飯田城

号長姫城

當城主

堀石見守藤原親義

尚傳ハ律名人皇の十二代後高祖院の所より右大將頼朝のとき  
 鎌倉の所代名として近藤六郎國宗伊那郡上飯田村小居城  
 と呼く伊那郡を支配私曰旧城の跡今尚存廿時安命小依て伊那郡智路所國  
 所より支能所移ると相成以後傳を代り頼朝と兼人皇九十六代  
 光厳院の所より信州松尾の城を小笠原信隆と政長の三男刑  
 少輔源宗満私曰坂西孫六希と稱し後刑部少輔又掃部女と改因曰坂西氏當國の世所を  
二姓あり伊那郡とゴサイと唱茲摩部をカリニト唱小混はるらん廿所を  
 領し居城と今の所地小宮つり一人皇九十七代光厳院の所より  
 貞和三年丁亥のとき一自ら彈治して城を築長姫の傳と号し以後  
 代り居城は後源右小依て飯田氏と改元治所親友代基國

丁未居降人皇百六代後奈良院の所より天文六年丁未のとき

十二月武田家の物持と若守晴近祐山太郎光朝の末葉なり初名氏信又信友と改ニ百子のゆかり先づ

として押寄のとき不村と多家の幕下伊那郡の郷を并ぶ

為降と攻三ノ貫又の地を晴信ふ部は私曰治二年四月の六月まで小郡城は武田家小郡幕下と云

武田家の命小依く賞として為降と物持若守源晴近

揚小依く飯田の陣を以て天正元年癸卯二月美濃と岩村乃

城と揚し福し王孫武田行降代として彼合信前と平谷

玄蕃以下丹波守等天正元年癸卯二月同日同曆十

二年壬午の二月日て石家長交代して是を守同月武田勝頼の

命小依く保神澤正忠源正貞尚降と揚し住人皇百七代

正親所院の所より天正十年壬午のとき二月二十九日飯田信

長の命小依く伊那郡一圓并小高遠飯田の支降と毛利信

守直系秀頼に揚し私曰信長の近臣して斯波家の支流なり毛利氏姓太史高政の伯父とて木之原なる府高次の舎より後を長家不任羽柴豊臣の姓を賜り

同二年六月二日信長父子生害小依く上洛の後空国人皇百代

正親所院の所より天正十二年甲申のとき徳川左中將家三康

云所所代菅原小大膳源定利私曰本姓甲中氏三河国菅沼村小任人在名小後菅沼氏徳川家譜代の臣なり菅沼氏家

の定紋三ツ河貫四石と又死し同十八年小田原北條氏之降降の時小陳

軍功小依く新比二万石を賜り上野小田原并降ととして彼の地も

人皇百代後陽成院の所より天正十六年庚寅のとき七月羽柴

河内守直系秀頼私曰本姓毛利氏天正十三年七月秀吉云命小依く羽柴豊臣の姓を賜り從四位上小任しは交十五石を八月同日

同十八年八月吉子修理太史尚知小高小飯六万石と讓私曰高知遠く三石石天正十九年庚卯のとき丹

後の官降の後より氏部大將小任し十萬五千石と讓私曰丹後守十萬石近白田守五千石

と解し大政高降の後ハ人皇百六代後陽成院の所より慶長六年辛

式と京極小田丹後守小任



丑のとき二月ふぎ系上信作原秀政私曰後兵部大輔 信忠守守小任ス新加恩二万石と

賜り旧儀合せて五万石而俸小任し同年十月入部の後台令ふ

依て飯田博田印堀堀壘石等修理を加へ申俸今々華統同

十八年癸丑の十月再加恩三万石と賜り而俸之増しそ松平の俸ふ

守りつゝ而儀を兼持私曰當時武蔵守飯田度長十八年より元和三年まで信忠俸とあり  
在ふは小室系氏ハ万石の領地ありのきりありて而俸を兼持あり

家長等ニ交代して援守人皇百九代後多尾院の所より元和之

年丁巳のとき十月五日服取法修寺原系安元伊左の西大洲

と増して而俸おさつり五万石と領地王子中督少輔安政代

私曰寛貞八堀田加賀守正盛の  
二男の如名安吉服取の如名子と寛文十二年二月に信忠に替り人

皇百七代後西院の所より寛文十二年壬子のとき閏六月朔

堀原作守原系親昌私曰堀久太郎秀治の曾孫なり度長年中堀原は在りし  
詳しめて四十五万石とあり末より父社良有故て外威の姓は長

系と稱し後又原系氏不改因曰秀治の時代の如柴の姓と賜り諱の字をぬき秀治家と号せしむり又台  
徳院秀忠云の時に松平の姓と賜り諱の字をぬき忠俊と稱し家系原系基功のときなり

中聖国鳥山俸之増しして而俸お移り二万石と領地七代の後大和

守親長代人皇百七代桃園院の所より宝暦十二年壬午の

四月十八日飯田所が火城中堀原焼失はるるに三の丸と櫓の

丸と稱し一領を居俸せしめ本丸ハ山依丸と号し一跡重信是之

今も名領のときて人任せはるる同年親長の舎子南方を基某

三千石と配分し本家一万七千石と領地親長より而主親長を

知行しを修親昌より而主親長を十一代居俸

### 當時信州六館

佐久郡岩村田館

當館主

内之藤志摩守藤原正絨

弟訓ハ人皇七十八代二條院の所より六強王徑基の九世の孫左京

太丈長清勅しこ小笠原の氏と帰し 正四位上信隆に任じし文治  
二年一丙午のとき 信州の管長に守護職とあり 箕原郡深志  
の藩と築こられたに 其子七郎朝光大井氏と称し 佐久郡  
岩村田と成りし世に居傳とありし三代の後氏に朝行の代  
建武二年一南小笠原朝の乱に大井軍中務少輔親王 私曰後醍醐  
天皇の御子  
東国参向の時友軍のたえざる降ししを浄正四郎義長  
再ひ居傳とありし文治三年申すて代り居任人皇百代後  
土師門院の序より 文治十六年一丙辰のとき 大井氏正統代七世の  
孫大膳大丈光照代 私曰初名大  
井守信貞 村上中務少輔源朝平 私曰義  
清の父のた  
えに兵火ありて攻落されまより 以後二百十一年余城館とす中絶

因曰

本井光照の父信隆は持光代永享十一年己未年藤倉の管長足利左兵衛督  
持氏同長男賢王丸義久藤倉永安寺におきて自害の後三男春王丸三男安王丸等  
日光宗隠らると結城の藩に結城七郎氏朝不使ふるといふと高橋元年  
立十四の四月呂捕とて四月二十日美濃守金蓮寺にて自害作付とて四男元寺

王を母とせりとて密に逃去信州小井村母方の伯父岩村田の藩を大井御守持光  
の序に隠居す文治三年己丑のとき 大井持光京都將軍家不祈赦免を乞ふに  
王丸を藤倉に送り取所殿と称し 則ち藤倉に隠居すは左兵衛督成氏と号し 後下総  
古河小井とてむ古川の云々と稱し 今の系連川家の先祖なり 是大井持光の大御なり

當村の文治十六年より 村上領天文六年より 岩田領天正  
十年より 大井雅樂助の領 私曰大井光照の四男小室伊加貝光忠の末より  
織田信長に仕ふと稱し 居六尾張國に  
天正十二年より 徳川家所領と 諸所代をて支死

人皇百十四代東山院の序より 元禄七年甲戌のとき 日版上徳  
履正勝 私曰日版に兵衛忠政の孫和名平八郎  
實同姓三郎兵衛正勝の二男平石の旗本 彰徳二万石の加封を賜 私曰日版合て  
二万六千石  
同年十二月十一日子島武郡少輔正友と岩村田の居所を賜りし子  
右衛門正敬代 正徳元年 合守平八郎正道に佐久郡少佐と  
高千石を賜ふし 本家一万五千石と成り 人皇百十七代中興  
門院の序より 享保七年一壬寅年 彰親館舎と營てし子左衛門  
守正彌代 寛延三年 庚午のとき 三月居館再建の命と成り

六月月くふ悉く御就人皇百二十三代當上統仁皇帝の時より  
安政五年一戊午のころ七月十日豊後守正徳代権主格作  
付され正教より尚主正徳まで知行其後正友より尚主  
正縁まで七代あり居

高井郡須坂館

當權主

堀長門守藤原直武

尚主ハもと人皇五十六代清和天皇二十五代の孫奥田三  
左衛門直政天正十八年一庚寅のころ閏八月越後北庄の  
権主従四位侍従堀長門守藤原直武の孫直重の孫直重の  
の姓堀氏と稱し堀監物と改名人皇百八代後陽成院の孫  
慶長三年一戊戌のころを長家の命不依て越後國三條の権主

稱し五万石と領あり翌一慶長四十年己亥のころ徳川家不慮し

其降父直政の從人として三男大守直重と江付小差あり

私曰直重は小治路守と改め  
從五位のうちに任し入帳と忠と号 同曆二十年辛丑のころ下徳國香取郡

美作ありて新地二千石と堀大守直重小堀同十五年庚戌

のころ加忠六千石信則三井郡須田綿田領のりて稱し

其子治政守直升代私曰大守直重は治政守從五位下二任は當時武鑑六直升の  
名は父直重より肥前國直朝不系誤り直朝は直升の母也

寛文三年壬寅のころ一宗督は  
年代大ふまきス 人皇百九代後鳥羽院の御子元和二年

丙辰のころ一月番取二千石と召上りて三井郡ありて言二万

五千石を稱し翌丁巳若居館の地と須坂小堀直升より尚主

直武より知行其後十一代のあり居

伊那郡河嶋館

當館主

知久繩一郎

當館主と知久陣と号し一人皇五十六代清和天皇第六の皇子

貞純親王私曰桃園天皇号の皇子六孫王經基源氏の栴梁と稱せ七代の孫

右馬外為云信流ち小任し信州伊那郡小任し知久の律を以

四代の後中律小太郎頼継を以て知久氏と稱し私曰家後

代より一万余石を領し知久神峯の陣小任自一人皇百六代

後奈良院の所領し天文十二年癸卯のとき知久大和守頼

元代武田家小鷹し天正元年癸酉のとき頼元の子四郎左衛門

頼康小鷹左衛門小鷹し同十年壬午のとき頼康并小三男武

部頼氏織田家小鷹し又翌十一年癸未のとき豊臣家小

鷹し天正十四年丙戌のとき菅沼大膳定利のたぐふ知久神

峯の律洛陣の後當ふ居館し天正十九年辛卯年徳川

家小鷹し二百俵を賜り頼氏の子内藏之外則直私曰初名を庶

長六年辛丑のとき水軍家康云小偈し私曰初名を伊那郡知

三千石を賜り其子監政政直私曰初名を寛永二年甲戌のとき金吾

内藏私曰初名を其小三百石を配分す世傳水軍大敵院家光公の

台命ふ依り信州浪合小野川心川世帯川等四ヶ所の関を領す

以後代りこれと勅え二千七百石を領し交代所寄合柳の官所

旗本小列氏

伊那郡山吹館

上座光寺丸京

當館主一人皇五十六代清和天皇七代の孫從五位下信流守為云の

四男に桐藏人太丈私曰初名為基の後胤流を其の貞房

私曰河嶋の館主知久氏と号す

私日本姓  
氏稱 郷名不依字之氏と稱せし小居住氏私自家紋名の  
曰く遠鷹羽 人皇百  
六代後奈良天皇の御宇に天文十二年癸卯のこゝ武田家小降  
そと子九近進私初名  
助右衛門 近天正十年壬午のこゝ徳川家小屬し  
千代もも余と稱り 旧里伊奈郡小降り山吹の館小住氏延宝九  
年辛酉のこゝ一徳光寺四代目未女代合方作左のこゝ小伊那郡のこ  
三百石と存命し一布衣千百十二石余と領し交代伊奈谷柳  
の所小旗本小列に

當館主

伊那郡伊豆木館

小笠原兵庫次

尚館主人皇五十一代清和天皇第六皇子貞純親王の正  
子三孫王の長男左馬頭滿仲の八代左京太又長清小笠原の氏と

稱りそ子正三位長経昇殿と聽され信州松尾の陣を以てより  
九代の孫三位中納信濃守政康の六男遠江守光康伊那  
郡松尾の陣を嘗し一五代の孫信濃守信貴の二男小笠原頼貞  
源長臣私自家紋  
入を後女ト号 伊豆千石と領しそ子頼貞長恭人皇  
百十八代後湯和院の御宇に慶長六年辛丑のこゝ徳川家小  
屬しそ子本願寺瑞の命と世家り以後代々千石を領し交  
代伊奈谷柳の所小旗本小列に

筑摩郡福嶋館

山村甚兵衛

當館主

尚館主人皇百六代後奈良院の御宇に天文辛申木曾義  
仲十七代の孫源太義康私入及  
陽ト号 居陣の地を後尚館主人皇百代

後陽和院の所より天正十八年庚寅のときを長岡白香公の  
命に依り本曾路の園とて女人洗地也改役所代名として長  
玉大山の地を石川掃部頭貞清に作付せし私曰掃部中後掃部任  
又佐前守と改元古下号に  
下代系綿右の同舎方殿をらの号ありしと勅書せし先人皇百  
八代後陽和院の所より慶長五年庚子のとき尾州清瀬の  
地を松平藩曆守源忠右日神若原  
康之守男の幕下村との鹿尻山  
本固山の末弟小山村七右衛門良候入及通結の嫡男甚吾郎  
良勝日知名十二郎  
家紋九ノ文字小倉より本曾所代名より二百石支配  
地と給ふ是其子良元代福高の園勤由頭と給ふ代目  
山村甚吾郎良祐代人皇百十一代後陽和院の所より万延  
二年庚子のより七月より水軍殿有院家綱公の調  
より台命より福高より右殿とつとくもその後代は福高  
乃爾も亦小本曾十一禱の法守より高七千五百石と願  
今小御より相習ふ

當時有之御料所所津屋四所

高井郡中野  
埴科郡中之條  
佐久郡御影新田  
仔那郡石曾根飯嶋  
右四ヶ所は御藏入御料所津屋とて時の所代名支配  
台命より御領高増減ありある故に右とす

當時有之私領所没所十二所

筑摩郡上松没所 尾列領

之末本曾為伴十七代の孫本曾源太義康の二男二弟之節  
源義豊尚所の分地して居陣一弘治元年乙卯の年  
二月武田家の所より居陣して海中絶

慶長十五年庚戌の年一尾列名古屋の地之信川右兵衛督  
源義直邸 曰神若家康 公序十男 信列本曾の所領地を死没没没所とし  
て新規建立之家長大村甚左衛門代り所成り伴介れ家領  
其名を賜り上松と源義と名を右守保十郎と名を有故  
之世所を信川一福名名の上巻とて所不替一十六年小  
延享元甲子の年一又く之の所より一没所を信川一  
是よあそ

伊那郡山本没所

高須領

元禄十二庚辰の年一高須國高須の地之松平松平守源  
義直 曰尾張大内之 光五之曾孫也 信列伊那郡四十六村支配の地を伊那郡  
山本邸所依村小形親河所と建立し一家長五代して之を  
支配し一宝暦年中有故て同邸所為村より之を元本山本  
親邸と稱す故に古今もに山本の所あり

佐久郡田植口没所

真殿領

元新八貞享年中一新月中源洞安邸 曰將軍大猷院家 光云序四男甲子  
宰相綱重公の二男也一宝永元年許養若 田植口一家長樋口  
一十代の子軍小任文照院家宣公所知也 田植口兄弟が争論あり  
之家滅亡没所没所也

元禄十六年春末の事、松平隆房の源承宣日本姓大器氏之河本奥殿と賜首故て翌年位丹佐久郡に在り、ら二百二十石舊地作分也、依り宝暦六年己丑の事、高野新規没場城建立、少治代に家長交代して文死を領せ

佐久郡平賀没所 松本領

高野、保之年中清和天皇の後胤新羅之帝義光の二男平賀冠者盛義より少治天文年中より、竜岡の城と号し曰今秋葉後現ある山城跡あり成頼入后源心より二百七十余年の在陣、氏田家のたをに、高野にて少治中絶曰平賀要后而成頼入后源心とい佐久郡大門峠の柵に石地蔵と建て奉ん延享元年甲子の事、佐久伊那二郡の内陣所を言ひ、丹石松平博之松平丹後守源光茲日本姓三田氏小治にれ、是も依り

禁より没所と補理沙へ交代して、もと文死

高井郡六川没所 榎谷領

榎谷六川、伊那郡榎谷の領主式部少輔、藤原系、若朝寛政四年壬子の事、八月有故上総、小領地と名され、位丹水内言并の、九ヶ村より、石と存候し、これに依り、高野新規没所と補理、以後家長交代して、高野と交代候

伊那郡荒所没場 千村氏領

當没所、六村と家の、廣流千村、佐前守曰源姓より、元末木曾の臣より、代に世承、その後、慶長年中、千村平吉、島原良重曰家紋も、小上の字より、徳元付有故、名、小坂、柴と用川家小鷹、治、島原國、ある事、二千九百石と賜り、當所を



合四千百石と領一合介と依り本曾所傳山と死と作せられ  
本曾福高名より四百石の没種とを賜り當時之死迄も  
四千百石より合介と依り本曾所傳山と死と作せられ

伊那郡立石没場

近藤氏領

當領五合と近藤信濃守高政より日名原氏家紋も有 伊那郡立石と  
伊那郡立石と一合の領を賜り合介嗣子より元和四年戊  
午のうら六月二十日病死され依り家系絶すといふ一門  
越後春日山の城より陸奥七ヶ岳の諸氏四五百石領主在  
た石門督秀治日當時佐列飯田城主の先祖より一合中の向く云依り新く慶  
長元和の壬午近藤ら改志勅のしり連り屢と別れ  
依り権秀治の末子七郎太郎と名せりといえ和正五年己未のうら

近藤ら改の名跡より新地五千石と賜り佐列伊那郡立石と  
賜り居りてより近藤信濃守高政と改め没四位の下  
小叙一合合給ふ列八合を改め高政の末子百石といふ  
重光の養子より後主膳又改め織部正重位と別り家  
督の時合才平八郎日實重光の長子 某七百石と記合一本家四千  
二百石と領一合合給ふ列八合を改め高政の末子百石といふ

小縣郡祢津没場

松平氏領

當所八人皇七十二代白河院の御子兼曆年中清和源氏滋  
野善胤王七代の孫海北小太郎廣道の合才た馬尉道直郎  
名より祢津氏と稱す日家教九曜の星あり有故九月のまを用ふ 當所に居城すといふ  
二十代五百年の後居傳守伝直代表徹ふ及び天文十四年

乙巳正月武田家小降一其子称津舎人元和年中真田信直守  
信之の長兄とあり上田城内小引移り南城破却ス曰今尚城跡称津村あり  
六七丁上の山百と傳ス

其後後河大納言忠長郎曰以軍台傳院  
秀忠云序七男山領と相成

寛永元年甲子の事一徳列関宿の城主松平甲斐守忠良の

三男采女正源忠節日本姓又松氏舎兄因  
幡守憲臣佐列小諸城主新地五千石を賜り山梨

小役館を搦く入居し一意閑と号し後代に奇令小列一信代

と支死ハ

### 筑摩郡植原役場

諏訪氏領

元禄元年戊午の事一九月二十七日榑行因幡守頼水筑

摩郡十二ヶ村を五千石加忠と稱し一四十年の後

明暦三年丁酉の四月二孫中幡守頼尚私曰初名兵部  
後又頼藩之反千石配

分されし依り南小役所と建之し一又死に後天和二年

壬戌年加忠五百石と稱し一又元禄八年己亥の事一三月二十日

再惣惣五百石と稱し都合二千石と成し一奇令山領中一列

一以後代にこれを支死ハ

### 筑摩郡百瀬役場

諏訪氏領

南小を明暦三年丁酉の四月榑行因幡守形ありし

三孫土宣役守保形久初名石  
らと云千石の能令と稱し一乙丑依り

世に小役所と建之し一又死に後天和二年壬戌の事一加忠五

百石と稱し都合千五百石と成し一奇令山領中一列一以後

代に支死ハ

小縣郡矢澤役場

仙石氏領

菊野八清和保長流所天皇私曰并四皇子二十代の亂矢澤

薩摩守形幸十代に在故の地あり武郡南後宮天文十三年このころ

上田加賀門合戦の時上田信三守信三少鷹一幕下となり

上田信三守信三少鷹一幕下となり

中陸 寛文九年このころ二月廿五日上田信三仙石氏

名取女政勝舎方政俊より二十

名取分と掃りこの別ふ居位をかまて後天和二年四月上野公

耳樂部におきて七百石の加増と世家り四代合メて二千七百石

と成し此等合別し一萬代くる別におきて支能に

伊那郡根々井役場

水野氏領

菊野八清和保長流所天皇二十代の亂矢澤

二男信三少鷹居位の地

寛永十九年このころ上野の律を多所集人正原忠

清原信三保十年このころ九代の孫同苗集人正忠恒七

月二十日殿中におきて俄におねを奪と奪し長門三所中の

信三毛利之水正大江師就とみ備お及び石原を收投せられ

從前官の少輔忠照私曰集人正忠直の四男元来おねを奪り内分

二十石收御のお京子保十年この年月長門新地二千石

希に少ね居位作れし是以後壽命合小別し一代のみ能に

又御新地増崎御領

松平氏領

第別公應永七年庚辰のこし九月信別守護殿従四位上小笠原信俊守原長と云と一文字一強と大塔合銭の町の伊予陳増崎の領と号にこそあり

享保十三年甲申のこし七月十五日の條に松平伊智守

原忠周

私田本姓  
在寺

二男氏部少輔忠容

私田本姓  
在寺

中家より五千石

能介と稱り苗訓由後師を補理一子子忠厚守代有故

領地と号にこそあり一萬石を稱り後又とこの如く

所領と存候し一萬石の當中一列し一萬代々有能に

御朱印寺社領

水内郡

戸隱山領高千石

上野村

上楠川村

下楠川村

朽原村

栗田村

長野村

竹相清水村

七瀬川原村

三輪村

荒安村

善光寺領高千石

飯繩山神領高百石

金剛寺領高十三石  
 大安寺領高二十石  
 昌禪寺領高十三石  
 明松寺領高十二石  
 法藏寺領高十三石  
 源真寺領高十七石  
 大昌寺領高十石三斗  
 正源寺領高十二石  
 高山寺領高十五石  
 高井郡  
 貞國寺領高十五石  
 谷四殿寺領高十三石

八幡宮神領高二百石

龍洞院領高十五石  
 明桂寺領高十二石  
 貞禪寺領高十五石  
 天宗寺領高十石五斗  
 長勝寺領高十二石  
 尊照寺領高十二石  
 埴科郡  
 開善寺領高五十五石

竹生村  
 大安寺村  
 上松村  
 上野村  
 竹生村  
 瀨川村  
 上條村  
 柘原村  
 笹平村  
 椿峯村  
 椿峯村  
 小山村  
 赤岩村

八幡村  
 志川村  
 郡村  
 桑原村  
 網嶋村  
 牧田中村  
 中牧村  
 大園村  
 三水村  
 赤田村  
 西條村

長國寺領高百石

大英寺領高百石

練光寺領高二十石

大林寺領高七十石

明德寺領高二十石

淨福寺領高十石

長命寺領高十四石五斗

西念寺領高十五石

福德寺領高二十石

清水寺領高十石

法花寺領高十二石

小縣郡

西岸寺領高二十八石

定濟院領高二十石

佐久郡

更級郡

松代村  
大塚村

高井郡

小嶋田村

保科村

松代村

更科郡

小嶋田村

八幡村

東條村

西條村

関谷村

更科郡

石川村

田中村

更科郡

東寺尾村

西寺尾村

東條村

東福寺村

東寺尾村

西條村

矢代村

伊那郡

飯沼村

本郷村

称津村

雲奥寺領高二尺  
龍雲寺領高四尺

正安寺領高二尺

貞祥寺領高一尺五寸

諏訪宮神領高二尺

自成寺領高三尺

釋尊寺領高二尺

蕃松院領高二尺五寸

吉祥寺領高二尺

桂昌寺領高一尺九寸

泉龍寺領高一尺五寸

諏訪郡

上諏訪明神領高一尺

志賀村

岩村田村

岩尾村

内山村

前山村

松原村

餘地村

布列村

布下村

田野口村

入澤村

高野町

宿岩村

下畑村

大久保村

中小田切村

下小田切村

湯原村

神宮寺村

高部村

神原村

湯川村

田澤村

下諏訪明神領高五百石

貞松寺領高三十石

伊那郡

光善寺領高二十石

留瀧寺領高二十五石

耕雲寺領高十五石

八幡宮神領高二十八石

新羅明神領高十石

大谷明神領高三十石

天元明神領高十石

枚原明神領高二十石

荒森明神領高百石

八幡宮神領高十五石

八幡宮神領高十四石

八幡宮神領高十石

大彦明神領高十石

空權現神領高十石

九山新田村

大久保村

神原村

湯川村

下原村

久保武井村

諏訪高鳴町

上徳村

大鳴村

座光寺村

駒場村

南原村

村

村

村

村

村

村

鎮西野村

村

益神村



日光權現神領高十石  
関昌寺領高十二石

瑞光寺領高十石

澄心寺領高十三石

嶺頭寺領高二石

養恭寺領高五石二斗

妙音寺領高四石

龍岡寺領高十五石

筑摩郡

長良寺領高十五石

廣澤寺領高五石

硯水寺領高十石

法善寺領高八石

安曇郡

大澤寺領高二十石

成就院領高二十石

雪雲寺領高十石

栗野村

上河内村

深見村

新野村

三日市場村

下寺村

木下村

木下村

大出村

松鳩村

和田村

滿鳩村

本洗馬村

林村

筑摩村

上波多村

青柳中村

麻績村

仁科駒澤村

北山村

大町村

天正院領高十石  
正真院領高十五石

右十郡八十所  
所高五千六百九十石二斗  
支配百二十五村

大町村  
古厩村

新所系印地

高井郡

萬龍寺領

龜倉村

更科郡

真龍寺領

安庭村

佐文郡

安養寺領

安原村

伊那郡

伊那郡

下市田村

仲仙寺領

羽廣村

如來寺領

座光寺村

瑞庭寺領

尾桐村

大誰寺領

上飯田村

長久寺領

上飯田村

白山權現神領

上飯田村

八幡宮神領

大泉村

八幡宮神領

殿村

八幡宮神領

松鳴村

八幡宮神領

木下町

八幡宮神領  
八幡宮神領  
春日社神領  
藥師如來領  
昆沙門天領  
伊豆權現神領  
觀音堂領  
松原寺領  
竜岳寺領  
光明寺領  
善濟寺領  
日輪寺領

淺野村  
三吉市場村  
中園村  
中園村  
河崎村  
新野村  
立石村  
下市田村  
法西野村  
久米村  
小河内村  
小河内村

玉川寺領  
真禪寺領  
法全寺領

柏原村  
柏原村  
法全寺村  
山中村

安曇郡

松尾寺領

古厩村

右五郡 二十九所 支配三十一村

沖高

沖高印地地頭二所  
栗田權之助領 高二百石

木内郡

上野村  
奈良尾村

仁科甚十郎領高百石

水内郡 宇和原村  
荒安村

役場無之沖以旗本地頭四所

内藤平八郎支配高千石

右三徳之年岩村向館之内及下御守正敬  
々々分地佐久那上塚系村等四ヶ村の内也と支配  
せしめの家内分

近藤平八郎支配高七百石

右寛文年中立石館之近及磯谷正重佐々  
々々分地伊奈郡粒良脇村等四ヶ村の内也と支配  
せしめの家内分

知久七郎兵衛支配高二百石

右寛永十一年河橋館主知久監物頼直々々  
々々分地伊奈郡田村の内也と支配せしめの家内分  
座光寺作左衛門支配高二百石

右延宝九年山吹館主座光寺采女頼定々々  
々々分地伊奈郡辰上村の内也と支配せしめの家内分

信濃親旨八十一人衆之事

市科所地内々々之親々々苗字帯口々々親方々々  
其下の家の家僕の内々々田植田植刈込納り介普信  
彰百原州もの人馬込お初々其威格甚高々々の  
苗字伊奈郡市科所内々々七々々人水内郡々々人  
三井於々々人

都合七ナク人あり世介少南時少孫が私領伊奈郡三石  
 の河所近及た京ま孔ら四千六百石の領内小主人右田松  
 ともこれあり古集あり親方字ア人元と稱八 曰く八土人元村  
姓名とす  
 卯私領よ右格のとも一人もこれありつれも苗字帶口  
 八種せともち知りま死の跡地もこれあり村并ら石村  
 家あり是別吉原の邸主の親もいん其是兆とす  
 世判化圖とこれありとす

東京林縫之助藏書

